

「自治体の立法権に関する規律」法制比較(素案)

1. 日本

(1) 日本国憲法下

ア 現行制度.....1

(2) 日本国憲法施行前

ア 市制1888年制定時.....2

イ 町村制1888年制定時.....3

ウ 市制1911年改正時.....4

エ 町村制1911年改正時.....5

オ 北海道一級町村制1897年制定時.....6

カ 北海道二級町村制1897年制定時.....7

2. 国際比較

(1) 単一制国家

ア 韓国.....8

イ フランス.....9

ウ オランダ.....11

エ スウェーデン.....13

オ イギリス.....15

(2) 連邦制国家

ア ドイツ.....22

イ アメリカ合衆国.....24

(3) その他

EU諸国共通.....26

3. 出典.....27

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (現行制度)	<p>【総括】</p> <p>○ 地方公共団体は、法律の範囲内で条例の制定可(憲法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律に違反しない限り、「地域における事務」等に関し、条例の制定可(自治法) ・侵害留保の原則の採用(自治法) ・条例の違反者に、懲役等の刑や過料を科し得る。(自治法) <p>【自治体立法と国法の関係】</p> <p>※「条例は、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であるが、国が定立する国法との間に矛盾抵触することなく、国法とともに全体としての国の法秩序を形成するものである(法二16参照)。」(松本英昭『新版逐条地方自治法(第5次改訂版)』学陽書房、2009年、136～137頁)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】</p> <p>※「(前略)本項[自治法第2条16項]後段の規定は、市町村及び特別区に対し、それらを包括する都道府県の条例の優先を認めたものである。しかし、このことは、都道府県は市町村の上位の団体であるということではなく、都道府県と市町村の関係の調整に係る問題として、都道府県の条例は全域に効力があることから、その区域内の市町村もこれに違反して事務処理をしてはならないとするものである。もっと、この後段の適用を見るのは、都道府県の条例が義務を課し、又は権利を制限する条例(法十四2)についてであるとされる。」(松本英昭『新版逐条地方自治法(第5次改訂版)』学陽書房、2009年、59～60頁)</p>	<p>8章 地方自治</p> <p>92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p> <p>94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>【地方自治法】</p> <p>1編 総則</p> <p>2条11項 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。</p> <p>2条12項 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。</p> <p>2条16項 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。</p> <p>2条17項 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。</p> <p>2編3章 条例及び規則</p> <p>14条1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <p>14条2項 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>14条3項 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>15条1項 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>15条2項 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制 1888 年制定時)	<p>【総括】 ○市の事務及び市民の権利義務に関し、法律中に明文が無い又は特例を設けることが許可されている事項について条例の制定可(市制) ・条例に関する市議会の議決は、勅裁を経て、内務大臣の許可を得ることが必要(市制)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 ○市条例及び規則は法律命令に抵触しないことが必要(市制)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【市制】 1章3款 市条例 10条1項 市の事務及び市住民の権利義務に関し、この法律中に明文なく又は特例を設けることを許せる事項は、各市において特に条例を設けて之を規定することを得。 10条2項 市においては、その市の設置に係る営造物に関し、規則を設けることを得。 10条3項 市条例及び規則は、法律命令に抵触することを得ず。但し、これを発行するときは、地方慣行の公告式に依るべし。</p> <p>6章 市行政の監督 121条1項 左の事件に関する市会の議決は内務大臣の許可を得ることを要す。 一 市条例を設け並びに改正する事 (後略) 121条2項 前項第1の場合においては、勅裁を経て之を許可すべし。 123条 左の事件に関する市会の議決は、府県参事会の許可を受くことを要す。 一 市の営造物に関する規則を設け並びに改正する事 (後略)</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (町村制 1888年制定時)	<p>【総括】 ○町村の事務及び町村住民の権利義務に関し、法律中に明文が無い又は特例を設けることが許可されている事項について条例の制定可(町村制) ・人口1万人以上の町村においては、条例に関する町村議会の議決は、勅裁を経て、内務大臣の許可を得ることが必要(町村制) ・人口1万人未満の町村においては、条例に関する町村議会の議決は、内務大臣の許可を得ることが必要(町村制)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 ○町村条例及び規則は法律命令に抵触しないことが必要(町村制)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【町村制】 1章3款 町村条例 10条1項 町村の事務及び町村住民の権利義務に関し、この法律中に明文なく又は特例を設けることを許せる事項は、各町村において特に条例を設け之を規定することを得。 10条2項 町村においては、その町村の設置に係る営造物に関し規則を設けることを得。 10条3項 町村条例及び規則は、法律命令に抵触することを得ず。但し、これを発行するときは地方慣行の公告式に依るべし。</p> <p>7章 町村行政の監督 125条1項 左の事件に関する町村会の議決は、内務大臣の許可を受くることを要す。 一 町村条例を設け並びに改正する事 (後略) 125条2項 前項の第1の場合において、人口1万人以上の町村に係るときは、勅裁を経てこれを許可すべし。 127条1項 左の事件に関する町村会の議決は、郡参事会の許可を受くることを要す。 一 町村の営造物に関する規則を設け並びに改正する事 (後略)</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制1911年改正時)	<p>【総括】</p> <p>○市住民の権利義務又は市の事務に関し市条例の制定可(市制)</p> <p>・市条例の制定又は改廃については、内務大臣の許可が必要(市制)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】</p> <p>(無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【市制】</p> <p>1章3款 市条例及び市規則</p> <p>12条1項 市は、市住民の権利義務又は市の事務に関し市条例を設けることを得。</p> <p>12条2項 市は、市の営造物に関し市条例をもって規定するものの外、市規則を設けることを得。</p> <p>12条3項 市条例及び市規則は、一定の公告式に依りこれを告示すべし。</p> <p>9章 市の監督</p> <p>165条 左に掲ぐる事件は内務大臣の許可を受くべし。</p> <p>一 市条例を設け又は改廃する事 (後略)</p> <p>168条 監督官庁の許可を要する事件に付ては、監督官庁は許可申請の趣旨に反せずと認むる範囲内において更正して許可を与ふることを得。</p> <p>169条 監督官庁の許可を要する事件に付ては、勅令の定むる所に依りその許可の職権を下級監督官庁に委任し又は軽易なる事件に限り許可を受けしめざることを得。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (町村制1911年改正時)	<p>【総括】</p> <p>○町村住民の権利義務又は町村の事務に関し市条例の制定可(市制)</p> <p>・町村条例の制定又は改廃については、内務大臣の許可が必要(市制)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 (無し)</p>		<p>【町村制】</p> <p>1章3款 町村条例及び町村規則</p> <p>10条1項 町村は、町村住民の権利義務又は町村の事務に関し町村条例を設けることを得。</p> <p>10条2項 町村は、町村の営造物に関し町村条例をもって規定するものの外、町村規則を設けることを得。</p> <p>10条3項 町村条例及び町村規則は、一定の公告式に依りてこれを告示すべし。</p> <p>8章 町村の監督</p> <p>145条 左に掲ぐる事件は内務大臣の許可を受くべし。</p> <p>一 町村条例を設け又は改廃する事 (後略)</p> <p>148条 監督官庁の許可を要する事件に付ては、監督官庁は許可申請の趣旨に反せずと認むる範囲内において更正して許可を与ふることを得。</p> <p>149条 監督官庁の許可を要する事件に付ては、勅令の定むる所に依りその許可の職権を下級監督官庁に委任し又は軽易なる事件に限り許可を受けしめざることを得。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (北海道一級町村制 1897年制定時)	<p>【総括】 ○町村の事務及び町村住民の権利義務に関し、法律中に明文が無い又は特例を設けることが許可されている事項、もしくは規定することを要する事項について条例の制定可(一級町村制) ・条例の設定は、拓殖務大臣の許可を得ることが必要(一級町村制)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 ○条例・規則は法律命令に抵触しないことが必要(一級町村制)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【北海道一級町村制】 1章3款 町村条例及び町村規則 7条1項 町村は、町村住民権利義務及び町村の事務に関し、この勅令中明文なく又は条例をもって特例を設けることを許し、もしくは規定することを要する事項に就いては条例を設けることを得。 7条2項 町村は、町村有財産及び町村の営造物に関する事項、その他この勅令中規則をもって特例を設けることを許し、もしくは規定することを要する事項に就いては規則を設けることを得。 7条3項 町村条例及び町村規則は法律命令に抵触することを得ず。 7条4項 町村条例及び町村規則を発行するには、地方所定の公告式に依る。その公告式は、町村規則をもってこれを定べし。</p> <p>3章2款 [町村会]職務権限及び処務規定 49条 町村会の議決を経べき事件左の如し。 一 町村条例及び町村規則を設定する事 (後略)</p> <p>7章 町村行政の監督 100条 町村条例の設定は、拓殖務大臣の許可を受くることを要す。 102条 左に掲ぐる事件は、北海道庁長官の許可を受くる事を要す。 一 町村規則を設定すること (後略)</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (北海道二級町村制1897年制定時)	<p>【総括】</p> <p>○町村の事務及び町村住民の権利義務に関し、法律中に明文が無い又は特例を設けることが許可されている事項、もしくは規定することを要する事項について条例の制定可(二級町村制)</p> <p>・条例の設定は、拓殖務大臣の許可を得ることが必要(二級町村制)</p> <p>※町村議会は町村条例の制定権を有しない。(鈴江英一『北海道町村制度史の研究』北海道大学図書刊行会、1985年、417～446頁)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】</p> <p>○条例・規則は法律命令に抵触しないことが必要(二級町村制)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【北海道二級町村制】</p> <p>1章3款 町村条例及び町村規則</p> <p>7条1項 町村は、町村住民権利義務及び町村の事務に関し、この勅令中明文なく又は条例をもって特例を設けることを許し、もしくは規定することを要する事項に就いては条例を設けることを得。</p> <p>7条2項 町村は、町村有財産及び町村の営造物に関する事項、その他この勅令中規則をもって特例を設けることを許し、もしくは規定することを要する事項に就いては規則を設けることを得。</p> <p>7条3項 町村条例及び町村規則は法律命令に抵触することを得ず。</p> <p>7条4項 町村条例及び町村規則を発行するには、地方所定の公告式に依る。その公告式は、町村規則をもってこれを定べし。</p> <p>7章 町村行政の監督</p> <p>93条 町村条例の設定は、拓殖務大臣の許可を受くることを要す。</p> <p>95条 左に掲ぐる事件は、北海道庁長官の許可を受くる事を要す。</p> <p>一 町村規則を設定すること</p> <p>(後略)</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
韓国	<p>【総括】 ○法令の範囲内で、自治に関する規定を制定可(憲法)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 ○住民の権利制限又は義務賦課に関する事項又は罰則を定めるときは、法律の委任が必要(自治法)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】 ○市・郡[特別市又は広域市以外の市及び郡]及び自治区の条例又は規則は、市・道[特別市、広域市、道]の条例又は規則に違反してはならない。(自治法)</p>	<p>8章 地方自治</p> <p>117条1項 地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理する。法令の範囲内において、自治に関する規定を制定することができる。</p>	<p>【地方自治法】</p> <p>3章 条例及び規則</p> <p>15条 地方自治団体は、法令の範囲内においてその事務に関して条例を制定することができる。ただし、住民の権利制限又は義務賦課に関する事項又は罰則を定めるときは、法律の委任がなければならない。</p> <p>16条 地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内においてその権限に属する事務に関して規則を制定することができる。</p> <p>17条 市・郡[特別市又は広域市以外の市及び郡]及び自治区の条例又は規則は、市・道[特別市、広域市、道]の条例又は規則に違反してはならない。</p> <p>19条8項 条例及び規則の公布に関して必要な事項は、大統領令で決める。</p> <p>20条1項 地方自治団体は、条例で条例違反行為に対して1千万ウォン以下の過怠料を定めることができる。</p> <p>21条 条例又は規則を制定又は改廃する場合は、条例においては、地方議会から移送された日から5日以内に、規則においては、公布予定15日前に市・道知事[特別市長、広域市長、道知事]は内務部長官に、市長・郡守及び自治区の区庁長は市・道知事に、その全文を添付してそれぞれ報告しなければならない。報告を受けた内務部長官は、これを関係中央行政機関の長に通報しなければならない。ただし、市・道知事は、市長・郡守及び自治区の区庁長から受けた報告中内務部長官から指定した事項がある時は、遅滞なくこれを内務部長官に報告しなければならない。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
フランス	<p>【総括】</p> <p>○法律の定める要件に従って、自らの権限行使のための命令を制定する権限を持つ。(憲法)</p> <p>○人口3500人以上のコミューンにおいては、行政立法の性格を持つ議決は、コンセイユ・デタの議を経てデクレにより定められる条件の下で、行政行為・例規集に収録される。(CGCT)</p> <p>○県における国務代理人は、コミューン議会の議決、コミューン当局が法律に基づき授権されたその他あらゆる分野での行政立法的行為等が、法令に違反していると認めるときは、送達を受けた時から2か月以内に、地方行政裁判所に提訴しなければならない。(CGCT)</p> <p>・県における国務代理人は、執行停止の申立て訴訟をあわせ提起することができる。(CGCT)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】</p> <p>※自治体の地方命令制定権を定める(憲法)第72条第3項は、あくまで「法律の定める条件に従って」しかこれを行使できないと規定しており、法律は常に地方命令制定権に優位し、これを統制できる。(大津浩『不可分の共和国』における地方自治と憲法改正」財団法人自治体国際化協会『世界地方自治憲章と各国の対応』2004年、10～33頁)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】</p> <p>(無し)</p>	<p>【第5共和国憲法】</p> <p>72条3項 (前略)法律の定める要件にしたがって、これらの公共団体は、選出される議会により自由に自己の行政を行い、自らの権限行使のため命令[条例]を制定する権限を持つ。</p> <p>72条4項 組織法律が定める要件にしたがって、かつ、公的自由または憲法上保障された権利の行使の本質的要件が問題になる場合を除き、地方公共団体もしくはその連合体は、法律または命令に定めがある場合に、試行的かつ限定された対象と機関について、その権限行使を規律する法律または命令の適用を除外されることができない。</p>	<p>【地方団体総合法典(CGCT)】</p> <p>L.1111-5条1項 コミューン、県及び州に対抗することができるのは、以下の場合に限られる。</p> <p>① 法律又は法律施行デクレにより規定され、自然人又は私法上若しくは公法上の法人すべてに適用される、専門技術的な規定及び手続。</p> <p>② 法律又は法律施行デクレにより規定され、特にコミューン、県及び州に適用される専門技術的な規定及び手続。これらの規定及び手続は、このために準備される法典に収録される。</p> <p>L.1111-6条 コミューン、県及び州に特に適用される専門技術的規定・手続についての法典は、とりわけ衛生、保健予防、治安・文化問題、都市計画、公共建造物、汚染・公害対策及び自然保護などの分野に関する、コミューン、県及び州に適用される特則について定めることになる。</p> <p>この法典に収録されることのない専門技術的規定及び手続は、コミューン、県、州、その連合体、これらに依拠する公施設法人及び地方公共団体と契約を交わした私的施設法人に対抗できない。但し、公的医療機関は、この限りでない。</p> <p>※L.1111-5及びL.1111-6条が予定する専門技術的規定・手続についての法典はいまだ作成されていない。</p> <p>L.2121-24条2項 人口3500人以上のコミューンにおいては、行政立法の性格を持つ議決は、コンセイユ・デタの議を経てデクレにより定められる条件の下で、行政行為・例規集に収録される。</p> <p>L.2122-28条 首長は次の目的のためにアレテを発する。</p> <p>① 法律により首長の監視及び権威に委ねられた事項に関する地域的措置を命ずること。</p> <p>② 警察法令を必要に応じて改めて公示し、市民にその遵守を促すこと。</p> <p>L.2122-29条2項 人口3500人以上のコミューンにおいては、行政立法の性格のコミューンのアレテ(規則)は、コンセイユ・デタの議を経てデクレにより定められた条件の下で、行政行為・例規集に収録される。</p> <p>L.2131-1条1項 コミューン当局により行われた諸行為は、その公表、告示又は利害関係者への通告並びに県における国務代理人(=県地方長官)又は郡における国務代理人補佐(=副地方長官=郡長)への送達措置がとられた日から法上当然に効力を生ずる。個別的諸決定については、その送達は、コミューン当局者の署名か</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
フランス			<p>ら2週間以内に行われる。</p> <p>L.2131-2条 以下の諸行為はL.2131-1条の規定に服する。</p> <p>① コミュン議会の議決又はL.2122-22条に基づくコミュン議会の委任により行われた決定。</p> <p>② 首長によるその警察権限の行使として行われた命令的及び個別的決定。但し、道路交通又は駐車に関するものは除外される。</p> <p>③ コミュン当局が法律に基づき授権されたその他あらゆる分野での行政立法的性格の行為。</p> <p>(後略)</p> <p>L.2131-6条1項 県における国務代理官は、L.2131-2条に掲記された諸行為が、法令に違反していると認めるときは、送達を受けた時から2カ月以内に、地方行政裁判所に提訴しなければならない。</p> <p>L.2131-6条2項 (前略) 県における国務代理官がそれらの諸行為の取消を求めて地方行政裁判所に提訴するときには、遅滞なく、その旨をコミュン当局に通告し、さらにそれらの諸行為につき指摘されうる違法性の詳細をすべてコミュン当局に通報しなければならない。</p> <p>L.2131-6条3項 県における国務代理官は、執行停止の申立て訴訟をあわせ提起することができる。執行停止の申立てに係る理由のうちに、審理の過程で、攻撃された行為(acte attaque)の適法性に関し重大な危惧を抱かせる性質のものがあると認められるときは、その申立ては許容される。この申立てについては1カ月以内に決定されるものとする。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
オランダ	<p>【総括】 ○市の自治立法は、原則市議会により制定される。(憲法) ○市議会は、自治体の利益のために必要と判断する条例を策定できる。(自治体法) ○条例の違反者に、罰則を科すことができる。(自治体法)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 ○法律または政令で規定されている事項については、それらに反しない限り条例制定権は維持されるが、法律または政令で規定されている事項についての自治体条例の規定は法的に無効となる。(自治体法)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】 ○州条例で規定されている事項については、州条例に反しない限り条例制定権は維持されるが、州条例で規定される事項についての自治体条例の規定は法的に無効となる。(自治体法)</p>	<p>【王国憲法】 127条 州及び市の自治立法は、法律の定める場合を除き、それぞれ、州議会又は市議会により制定される。 132条5項 (前略)第125条及び127条の規定にかかわらず、州又は市の執行機関による職務の著しい懈怠があった場合は、法律で規則を定めることができる。</p>	<p>【自治体法】 121条 自治体条例を定める権限は、法律、政令または州条例で規定されている事項については、その条例が法律、政令または州条例に反しない限り、維持される。 122条 自治体条例の規定で、その中の事項が法律、政令または州条例で規定されているものについては、法的に無効とする。 125条1項 自治体当局は、行政命令に基づく責務を課す権限を有する。 139条1項 一般的な拘束力を有する規則を含む自治体当局の決議は、それが告知されるまで、拘束力を有しない。 143条 第139条に定める決議で違反に対する罰則が規定されているものは、告知の後に、自治体のある裁判所管轄地域の検察に通知を行う。 147条1項 自治体条例は、そのための権限が法律により、または法律に準じて、議会または首長に付与されない限り、議会によって策定される。 147a条1項 議会の議員は、条例の法案またはその他の提案を、審議のために議会に提出することができる。 147a条2項 議会は、条例の法案が提出および審議される方法を調整する。 147a条3項 議会は、その他の提案が提出および審議される方法およびその条件を調整する。 149条 議会は、自治体の利益のために必要と判断する条例を策定する。 150条1項 議会は、住民および関係者が自治体の政策の準備に関与する方法についての規則を定めた条例を策定する。 150条2項 第1項に定める参加は、条例で別に定めない限り、一般行政法第3.4部を適用することによって認められる。 154条1項 議会は、議会の条例、および第156条に従って命令を行う権限を委任された機関による条例の違反に対して、罰則を定めることができる。ただし、裁判による判決が公表されるか否かを問わず、最長3カ月の拘留または第2類罰金以外のもの、またはこれより重いものとはしない。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
オランダ			<p>154a条1項 議会は、条例により、首長が指定した集団を首長が指定した場所で一時的に停止させる権限を首長に付与することができる。停止は、必要な場合、その場所への移送を含む事もある。</p> <p>154b条1項 議会は、条例により、以下についての違反に民事上の罰則を科すよう決定できる。</p> <p>a. 政令により定める規則を除き、公共の空間における迷惑・妨害につながり得る行為、および第154条に従い処罰に値するとされる行為に関する議会の条例における規則、および</p> <p>b. 政令により定める規則で、環境管理法(Wet milieubeheer)第10:23条に基づき条例に定められ、かつ処罰に値するとされるもの</p> <p>本項に従い定められる政令の提言は、その法案が上下両院に提出されてから4週間を経るまで行われることはない。</p> <p>212条1項 議会は、財政政策の基盤、ならびに財政管理および財政機構の構成の基本を条例によって定める。この条例は、正当性、責任および監査の基準を満たすことを保証する。</p> <p>213条1項 議会は、条例により、財政管理および財政機構の構成の基本を条例によって定める。この条例は、正当性、責任および監査の基準を満たすことを保証する。</p> <p>216条 議会は、自治体税の導入、改正または廃止を、税条例を確定することによって決議する。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
スウェーデン	<p>【総括】 ○国会からの授権を受けた上で、政府が規則を発する権限を委任した事項について自治体は条例を制定可(統治法) ・自治体の条例制定権に関しては統治法で規定される。(1991年地方自治法)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 (無し)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】 (無し)</p>	<p>【統治法】 8章 法律その他の規則 3条1項 私人に課せられた義務に関するまたはその他私人の私的、経済的状況に対する侵害となる、行政と私人との関係に関する規定は、法律で規定しなければならない。</p> <p>5条 国土を自治体に配分する諸原理の変更、自治体の組織および課税に関する手続の諸原理は、法律で定めなければならない。自治体のその他の問題に関する権限および義務に関する規定も、同様に法律で規定しなければならない。</p> <p>11条 この章の規定に基づいて、国会が特定の事項に関する規則を発する権限を政府に授権したとき、国会はそれに関連して、政府に、行政機関または自治体がそれらの事項に関して規則を発する権限を与える権限を、委任することができる。</p>	<p>【1991年地方自治法】 Chapter 2 Powers of municipalities and county councils Chap.2 Sec.4 Special provisions exist concerning the powers and obligations of municipalities and county councils in certain fields. Chap.2 Sec.5 Provisions concerning the right of municipalities and county councils to issue regulations and to levy taxation for the discharge of their duties are contained in the Instrument of Government.</p> <p>Chapter 10 Assessment of legality Chap.10 Sec.1 Any member of a municipality or county council is entitled to have the legality of decisions by the municipality or county council tested by appealing against them to the county administrative court.... Chap. 10 Sec.2 The following decisions may be contested by appeal: 1. decisions by the assembly or the decision-making body in a local federation, 2. decisions by a committee or joint body, if the decision is not of a purely preparatory or purely executive nature, 3. decisions by the federation executive or by another committee or a joint body in a local federation, if the decision is other than of a purely preparatory or purely executive nature Chap.10 Sec.8 A contested decision shall be quashed if 1. it has not been made in due order, 2. the decision refers to something which is no concern of the municipality or county council, 3. the body which made the decision has exceeded its powers, or 4. the decision is contrary to law or a statutory provision.... Chap.10 Sec.9 If an error has made no difference to the outcome of the matter, the decision need not be quashed.</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
スウェーデン			The same applies if, as a result of subsequent events, the decision has ceased to be of any importance.

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）	<p>【総括】</p> <p>○ディストリクト議会及びロンドン・バラの議会は、条例制定権を有する。(1972年地方政府法)</p> <p>・条例は、確認機関により確認されるまでは効力を発しない。(1972年地方政府法)</p> <p>・確認機関は、条例にの承認を拒否することもできる。(1972年地方政府法)</p> <p>・確認機関とは、当該条例がそれに基づき制定された法律等に定めがない限りは、国務大臣を指す。(1972年地方政府法)</p> <p>○国務大臣は、無用、時代遅れ、あるいは不必要になったと思われる条例を廃止するよう命じることができる。(1972年地方政府法)</p> <p>○条例の違反者に罰金を科すことができる。(1972年地方政府法)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】</p> <p>※条例の制定には、制定法上の根拠を必要とする。(田村秀「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて」『平成18年度比較地方自治研究会調査研究報告書』財団法人自治体国際化協会、2008年、85～89頁)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】</p> <p>(無し)</p>	(成文憲法なし。)	<p>【Local Government Act 1972(1972年地方政府法)】</p> <p>※Local Government and Public Involvement in Health Act 2007(2007年地方政府法)による改正分まで反映。</p> <p>Sec. 235 Power of councils to make byelaws for good rule and government and suppression of nuisances.</p> <p>(1) The council of a district the council of a principal area in Wales and the council of a London borough may make byelaws for the good rule and government of the whole or any part of the district principal area or borough, as the case may be, and for the prevention and suppression of nuisances therein.</p> <p>(2) The confirming authority in relation to byelaws made under this section shall be the Secretary of State.</p> <p>(3) Byelaws shall not be made under this section for any purpose as respects any area if provision for that purpose as respects that area is made by, or is or may be made under, any other enactment.</p> <p>Sec. 236 Procedure etc., for byelaws.</p> <p>(1) Subject to subsection (2) below, the following provisions of this section shall apply to byelaws to be made by a local authority under this Act and to byelaws made by a local authority, the Greater London Authority, Transport for London or a metropolitan county passenger transport authority under any other enactment and conferring on the authority a power to make byelaws and for which specific provision is not otherwise made.</p> <p>(2) This section shall not apply to</p> <p>(a) byelaws of a class prescribed by regulations under section 236A, or</p> <p>(b) byelaws made by the Civil Aviation Authority under section 29 of the Civil Aviation Act 1982.</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>(3) Subject to subsection (3A) below, the byelaws shall be made under the common seal of the authority, or, in the case of byelaws made by a parish or community council not having a seal, under the hands and seals of two members of the council, and shall not have effect until they are confirmed by the confirming authority.</p> <p>(3A) Byelaws made by the Greater London Authority shall be made under the hand of the Mayor and shall not have effect until they are confirmed by the confirming authority.</p> <p>(7) The confirming authority may confirm, or refuse to confirm, any byelaw submitted under this section for confirmation, and may fix the date on which the byelaw is to come into operation and if no date is so fixed the byelaw shall come into operation at the expiration of one month from the date of its confirmation.</p> <p>(11) In this section the expression “the confirming authority” means the authority or person, if any, specified in the enactment (including any enactment in this Act) under which the byelaws are made, or in any enactment incorporated therein or applied thereby, as the authority or person by whom the byelaws are to be confirmed, or if no authority or person is so specified means the Secretary of State.</p> <p>Sec. 236A Alternative procedure for certain byelaws.</p> <p>(1) The Secretary of State may, in relation to England, by regulations—</p> <p>(a) prescribe classes of byelaws to which section 236 does not apply, and</p> <p>(b) make provision about the procedure for the making and coming into force of such byelaws.</p> <p>(2) The regulations may prescribe a class of byelaws by reference, in particular, to one or more of the following—</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>(a) the enactment under which byelaws are made, (b) the subject-matter of byelaws, (c) the authority by whom byelaws are made, (d) the authority or person by whom byelaws are confirmed.</p> <p>(3) The regulations may, in particular, include provision about— (a) consultation to be undertaken before a byelaw is made, (b) publicising a byelaw after it is made.</p> <p>(4) The regulations may make— (a) such incidental, consequential, transitional or supplemental provision (including provision amending, repealing or revoking enactments) as the Secretary of State considers appropriate, and (b) different provision for different areas, including different provision for different localities and for different authorities.</p> <p>(5) Regulations may not be made under subsection (1) unless a draft of the instrument containing the regulations has been laid before, and approved by a resolution of, each House of Parliament.</p> <p>Sec. 236B Revocation of byelaws. (1) This section applies to— (a) a local authority; (b) the Greater London Authority; (c) Transport for London; (d) a metropolitan county passenger transport authority. (2) Such an authority may make a byelaw under this section to revoke a byelaw made by the authority. (3) The power under subsection (2) may be exercised only</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>where the authority has no other power to revoke the byelaw.</p> <p>(4) The confirming authority in relation to a byelaw made under this section shall be—</p> <p>(a) in relation to a byelaw made by a local authority in Wales, the Welsh Ministers;</p> <p>(b) in relation to any other byelaw, the Secretary of State.</p> <p>(5) The Secretary of State may, in relation to England, by order revoke any byelaw which appears to him to have become spent, obsolete or unnecessary.</p> <p>(6) The Welsh Ministers may, in relation to Wales, by order revoke any byelaw which appears to them to have become spent, obsolete or unnecessary.</p> <p>(7) An order under this section may make—</p> <p>(a) such incidental, consequential, transitional or supplemental provision (including provision amending, repealing or revoking enactments) as the person making the order considers appropriate, and</p> <p>(b) different provision for different areas, including different provision for different localities and for different authorities.</p> <p>(8) A statutory instrument containing an order under this section which amends or repeals any provision of an Act may not be made by the Secretary of State unless a draft of the instrument containing the order has been laid before, and approved by a resolution of, each House of Parliament.</p> <p>(9) Otherwise, a statutory instrument containing an order made by the Secretary of State under this section shall be subject to annulment in pursuance of a resolution of either House of Parliament.</p> <p>(10) A statutory instrument containing an order under this section which amends or repeals any provision of an Act</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>may not be made by the Welsh Ministers unless a draft of the instrument containing the order has been laid before, and approved by a resolution of, the National Assembly for Wales.</p> <p>(11) Otherwise, a statutory instrument containing an order made by the Welsh Ministers under this section shall be subject to annulment in pursuance of a resolution of the National Assembly for Wales.”</p> <p>Sec. 237 Offences against byelaws.</p> <p>Byelaws to which section 236 above applies and byelaws of a class prescribed by regulations under section 236A may provide that persons contravening the byelaws shall be liable on summary conviction to a fine not exceeding such sum as may be fixed by the enactment conferring the power to make the byelaws, or, if no sum is so fixed, the sum of £20, and in the case of a continuing offence a further fine not exceeding such sum as may be fixed as aforesaid, or, if no sum is so fixed, the sum of £5 for each day during which the offence continues after conviction thereof.</p> <p>Sec. 237A Fixed penalty notices.</p> <p>(1) The Secretary of State may, in relation to England, by regulations prescribe classes of byelaws to which this section applies.</p> <p>(2) The regulations may prescribe a class of byelaws by reference, in particular, to one or more of the following—</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) the enactment under which byelaws are made, (b) the subject-matter of byelaws, (c) the authority by whom byelaws are made, (d) the authority or person by whom byelaws are confirmed.

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>(3) Where—</p> <p>(a) an authorised officer of an authority which has made a byelaw to which this section applies has reason to believe that a person has committed an offence against the byelaw, or</p> <p>(b) an authorised officer of a parish council has reason to believe that a person has in its area committed an offence against a byelaw to which this section applies made by an authority other than the parish council, the officer may give that person a notice offering him the opportunity of discharging any liability to conviction for the offence by payment of a fixed penalty.</p> <p>Sec.239 Power to promote or oppose local or personal Bills.</p> <p>(1) Subject to the provisions of this Act, where a local authority, other than a parish or community council, are satisfied that it is expedient to promote, or any local authority are satisfied that it is expedient to oppose, any local or personal Bill in Parliament, the local authority may, but only in accordance with the procedure hereinafter provided by this section, promote or oppose the Bill accordingly, and may defray the expenses incurred in relation thereto.</p> <p>(2) A resolution of a local authority to promote or oppose a Bill under subsection (1) above shall be—</p> <p>(a) passed by a majority of the whole number of the members of the authority at a meeting of the authority held after the requisite notice of the meeting and of its purpose has been given by advertisement in one or more local newspapers circulating in the area of the authority, such notice being given in addition to the ordinary notice required to be given for the convening of a meeting of the authority;</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>and</p> <p>(b) in the case of the promotion of a Bill, confirmed by a like majority at a further such meeting convened in accordance with paragraph (a) above and held as soon as may be after the expiration of fourteen days after the Bill has been deposited in Parliament and, if the resolution is not confirmed, the local authority shall take all necessary steps to withdraw the Bill.</p> <p>(3) For the purposes of subsection (2) above the requisite notice is thirty clear days' notice in the case of promotion of a Bill and ten clear days' notice in the case of opposition to a Bill.</p> <p>(4) The power conferred on a local authority by subsection (1) above shall be in substitution for any power conferred on that authority by a local Act.</p> <p>(4A) The powers conferred on a local authority by subsection (1) above shall also be exercisable by a joint authority, and a joint waste authority.</p> <p>(5) No payment shall be made by an authority to a member of the authority for acting as counsel or agent in promoting or opposing a Bill under this section.</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
ドイツ（バーデン・ビュルテンベルク州の例）	<p>【総括】 ○法律の範囲内で、地域共同体のすべての事項を自己の責任において規律する権利が保障されなければならない。（基本法） ○法律の規定がない限り、条例によって、自治事務を規律することができる。（州市町村法） ・指示事務については、法律に予定されている場合のみ、条例を制定できる。（州市町村法） ○条例は、法監督庁に通知されなければならない。（州市町村法） ※「法監督庁は、下級行政庁としての郡庁(Landratsamt)であり、市郡及び大都市については、行政管区庁(Regierungspräsidium)である。上級法監督庁は、すべての市町村について、行政管区庁である。最上級法監督庁は、内務省である。」(州市町村法119条)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 ※条例は実体的法規ではなく、住民の権利制限又は義務賦課に関する事項又は罰則を定めるときは、法律の委任が必要(Vogelgesang, Klaus, et al., <i>Kommunale Selbstverwaltung: Rechtsgrundlagen- Organisation- Aufgaben- Neue Steuerungsmodelle</i>, Erich Schmidt Verlag, Berlin, 2005)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】 (無し)</p>	<p>【連邦共和国基本法】□ 28条2項 市町村に対しては、法律の範囲内において、地域共同体のすべての事項を自己の責任において規律する権利が保障されていないなければならない。（後略） 70条1項 州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない限度において、立法権を有する。 70条2項 連邦と州の〔立法に関する〕管轄権の範囲は、専属的立法と競合的立法に関する基本法の規定に従って区分する。 80条1項 法律によって、連邦政府、連邦大臣または州政府に対し、法規命令を発する権限を与えることができる。その場合には、与えられる権限の内容、目的および程度は、法律において規定されなければならない。〔命令の〕法的根拠が、その命令の中に示されなければならない。権限がさらに委譲されることが法律に規定されているときは、その権限の委譲には、法規命令が必要である。 80条4項 連邦法律により、または連邦法律の根拠に基づいて、州政府が法規命令を発する権限を与えられている限度において、州の法律によって規律を行う権限をも有する。</p>	<p>【バーデン・ビュルテンベルク州憲法の例】 71条1項（前略）市町村及び市町村連合並びに特定目的組合は、法律の範囲内において、自らの責任において自らの事項を管理する。法により設定された境界内にあるその他の公法上の団体及び施設に関しても同様である。 71条2項 公的な利益のために法律により特定の事務が他に委譲されない限りにおいて、市町村は、その領域において、公の事務の担い手である。市町村連合は、その管轄の範囲内で、同じ地位を有する。 71条3項 法律により、既存の特定の公の事務あるいは新たな特定の公の事務の処理を市町村及び市町村連合に委譲することができる。（後略） 75条1項 州は、市町村及び市町村連合の行政の合法性を監視する。（後略） 75条2項 州政府の事務の委譲においては、州は詳細な規則に基づき、指示権を留保する。</p>	<p>【バーデン・ビュルテンベルク州市町村法の例】 4条1項 市町村は、法律に規定がない限り、条例(Satzung)によって、自治事務(weisungsfreie Angelegenheiten: 国の指示を受けない事務)を規律することができる。指示事務(Weisungsaufgaben)については、法律に予定されている場合のみ、条例を制定できる。 4条2項 この法律の規定により基本条例(Hauptsatzung)が制定されなければならないときは、市町村議会の全議員の過半数により議決されなければならない。 4条3項 条例は公布されなければならない。条例は、別段の定めがない限り、公布の日の翌日に施行される。条例は、法監督庁に通知されなければならない。 4条4項 この法律の手續規定又は形式規定に違反して成立した条例は、公布の日の1年後に、当初から有効に成立したのものとして、効力を生じる。但し、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 一 会議の公開、許可又は条例の公布に関する規定に違反したとき 二 市町村長が43条の規定により、議決が法律違反であるとして異議を唱えたとき、又は、第1文にいう期間の経過前に、法監督庁が議決に異議を唱え、若しくは、市町村に対して、手續規定若しくは形式規定の違反が、違反の根拠となる事情を示して、文書によって主張されたとき違反が第2文第二号によって主張されたときは、第1文にいう期間の経過後であっても、何人もこの違反を主張することができる。条例の公布の際、手續規定又は形式規定の違反を主張するための要件、及</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
ドイツ（バーデン・ビュルテンベルク州の例）				<p>び、それが法的効果を生じるための要件を、示さなければならない。</p> <p>4条5項 第4項の規定は、条例以外の市町村の規程類(Ortsrecht)及び土地利用計画に準用する。</p> <p>10条5項 市町村は、条例によって、住民及び住民と同視される者及び団体(第3項及び第4項)に対して、一定の期間、緊急の義務的な任務の遂行に参加することを義務付けることができ、さらに、非常事態には、市町村の服務(労役負担)を義務付けることができる。義務者の範囲、給付の方法・範囲・期間、及び補償については、条例で定めなければならない。</p> <p>11条1項 市町村は、公の必要性があるときは、条例により、自らの区域内の土地について、水道設備、下水処理、道路清掃、近距離及び遠隔暖房の供給、その他の国民の健康又は生活の自然的基盤の保護(気候保護及び資源保護を含む)に資する設備への接続(接続強制)並びにこれらの設備及び畜殺場の利用(利用強制)を規定することができる。同様に、埋葬施設の利用についても、規定することができる。</p> <p>11条2項 前項に規定する条例は、接続強制及び利用強制について、一定の例外を認めることができ、また、接続強制及び利用強制を、市町村の区域の一部又は一定範囲の土地、営業若しくは人に限定することができる。</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）	<p>【総括】</p> <p>○市町村は、与えられた権限を行使するのに適切あるいは必要な条例、規則、規制を制定することができる。（州市町村法）</p> <p>○条例の違反者に、罰金、罰則を科すことができる。（州市町村法）</p> <p>○市町村は、州刑法の範囲内で、市町村に委任された権限を規制する為に、また規制の違反を軽罪として刑務所ではない施設に6か月以内の期間収容し罰することを可能とする条例を制定できる。（州市町村法）</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 （無し）</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】</p> <p>○ホーム・ルール・カウンティ条例と地方自治体条例が相互に矛盾する場合は、地方自治体の管轄区域においては地方自治体条例が優先する。（州憲法）</p>	<p>（地方自治体に関する規定なし。）</p>	<p>【イリノイ州憲法】</p> <p>6条a その選挙民によって選出される首席行政官をもつカウンティ及び人口2万5千以上の地方自治体は、ホーム・ルール単位である。その他の地方自治体は、住民投票によってホーム・ルール単位になることができる。この条で制限されない限り、ホーム・ルール単位は、その統治、及び、それに限定されないが、保健、治安、公序良俗若しくは福祉の保護規制、免許、課税又は起債に関する権限を含む事務に関するいかなる権限をも執行し、いかなる機能をも果たすことができる。</p> <p>6条c ホーム・ルール・カウンティ条例と、地方自治体の条例が相互に矛盾する場合は、地方自治体の管轄区域においては、地方自治体条例が優先する。</p> <p>7条 ホーム・ルール単位でないカウンティ及び地方自治体は、法律で付与された権限、（中略）を有する。</p>	<p>【Illinois Municipal Code(イリノイ州市町村法)】</p> <p>Sec. 1-2-1. The corporate authorities of each municipality may pass all ordinances and make all rules and regulations proper or necessary, to carry into effect the powers granted to municipalities, with such fines or penalties as may be deemed proper. No fine or penalty, however, except civil penalties provided for failure to make returns or to pay any taxes levied by the municipality shall exceed \$750 and no imprisonment authorized in Section 1-2-9 for failure to pay any fine, penalty or cost shall exceed 6 months for one offense.</p> <p>Sec. 1-2-1.1. The corporate authorities of each municipality may pass ordinances, not inconsistent with the criminal laws of this State, to regulate any matter expressly within the authorized powers of the municipality, or incidental thereto, making violation thereof a misdemeanor punishable by incarceration in a penal institution other than the penitentiary not to exceed 6 months.</p> <p>The municipality is authorized to prosecute violations of penal ordinances enacted under this</p>

国	法的根拠		
	連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）			<p>Section as criminal offenses by its corporate attorney in the circuit court by an information, or complaint sworn to, charging such offense.</p> <p>Sec. 1-2-3. The mayor may appoint, by and with the advice and consent of the city council, one or more competent persons to prepare and submit to the city council, for adoption or rejection, an ordinance to revise the city ordinances. The compensation for this revision shall be fixed by the city council and paid out of the city treasury.</p>

国	規律内容	法的根拠
EU諸国共通	<p>【総括】 地方自治とは、法律の範囲内で、自らの責任において、その住民のために公的事項の基本的な部分を規制し処理する地方自治体の権利及び実質的な権能をいう。(自治憲章)</p> <p>【自治体立法と国法の関係】 (無し)</p> <p>【基礎自治体立法と広域自治体立法の関係】 (無し)</p>	<p>【ヨーロッパ地方自治憲章】</p> <p>前文 ここに署名するヨーロッパ評議会加盟国は、ヨーロッパ評議会の目的が、加盟国の共通の遺産である理想と原則を維持し発展させるために、加盟国間のより緊密な結合を達成することにあることを考慮し、この目的を実現する手段の一つが行政分野における協定の締結であることを考慮し、地方自治体は民主主義体制の主要な基礎の一つであることを考慮し、公的事項の運営に参加する市民の権利がヨーロッパ評議会の全加盟国に共有されている民主主義の原則の一つであることを考慮し、この権利が最も直接的に行使されうるのは地方のレベルであることを確信し、真の責任を有する地方自治体の存在が、効果的で市民に身近な行政を提供しうることを確信し、さまざまなヨーロッパ諸国における地方自治の擁護と強化が民主主義と分権の諸原則に基づく一つのヨーロッパの建設に重要な寄与をなすことを認識し、以上のことは、民主的に構成された決定機関を有し、かつ、責任遂行の手段及びその遂行に必要な資源について広範な自主性を有する地方自治体の存在を前提としていることを明記して、次の通り合意した。</p> <p>第 I 部</p> <p>3条1項 地方自治とは、法律の範囲内で、自らの責任において、その住民のために公的事項の基本的な部分を規制し処理する地方自治体の権利及び実質的な権能をいう。</p> <p>4条1項 地方自治体の基本的権限及び責務は憲法又は法令によって定められるものとする。ただし、この規定は、法律に従い特定の目的のため地方自治体に権限及び責務を付与することを妨げるものではない。</p>

国	文 献 等
日本	松本英昭『新版逐条地方自治法〈第5次改訂版〉』学陽書房、2009年、59～60及び136～137頁。
	鈴江英一『北海道町村制度史の研究』北海道大学図書刊行会、1985年、417～446頁。
	田中愛吉、神尾重亮、埴善吉『北海道区町村制義解』進振堂、1987年、163～285。 ※読解の便宜から、法文表記の一部を変更した（句読点、濁音、促音、算用数字）。
	山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成2〔明治中期編〕』弘文堂、1994年、341～374頁。 ※読解の便宜から、法文表記の一部を変更した（句読点、濁音、促音、算用数字）。
	山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成3〔明治後期編〕』弘文堂、1995年、668～692及び812～833頁。 ※読解の便宜から、法文表記の一部を変更した（句読点、濁音、促音、算用数字）。
韓国	岡克彦「韓国」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、349～385頁。
	韓国Web六法「地方自治法」< http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/ >
フランス	大津浩「『不可分の共和国』における地方自治と憲法改正」財団法人自治体国際化協会『世界地方自治憲章と各国の対応』2004年、10～33頁 < http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/h15-1.pdf >
	辻村みよ子「フランス」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、209～248頁。
	財団法人自治体国際化協会「フランス地方団体総合法典（抄訳）」2006年< http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/houten.html > ※国際比較を行う観点から、訳の一部を変更した。
オランダ	The Constitution of the Kingdom of the Netherlands 2002 < http://www.minbzk.nl/english/subjects/constitution-and/@4800/the_constitution_of >
	財団法人日本都市センター「自治体に関する新规定を含む1992年2月14日の法律（仮訳）」2010年。
	全国知事会「オランダ王国憲法」全国知事会『地方自治の保障のグランドデザイン』2004年、資料編89～91頁。
スウェーデン	平松毅「スウェーデン」阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集〔第2版〕』有信堂高文社、2006年、141～169頁。
	The Swedish Local Government Act, 2004年 < http://www.sweden.gov.se/sb/d/2008/a/29535 >
イギリス	田村秀「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて」『平成18年度比較地方自治研究会調査研究報告書』財団法人自治体国際化協会、2008年、85～89頁
	財団法人自治体国際化協会「1972年地方行政法」2007年 < http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/1972chihou.html >
	Local Government Act 1972 < http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1972/cukpga_19720070_en_1 >
	Local Government and Public Involvement in Health Act 2007 < http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2007/ukpga_20070028_en_1 >

国	文 献 等
ド イ ツ	初宿正典「ドイツ連邦共和国」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、143～208頁。 ※国際比較を行う観点から、訳の一部を変更した。
	財団法人日本都市センター「バーデン・ビュルテンベルク州憲法（抄訳；仮訳）」2010年。
	財団法人自治体国際化協会「バーデン・ビュルテンベルク州自治体法」2008年 < http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/baden.html > ※国際比較を行う観点から、訳の一部を変更した。
ア メ リ カ	Vogelgesang, Klaus, et al., Kommunale Selbstverwaltung: Rechtsgrundlagen- Organisation- Aufgaben- Neue Steuerungsmodelle, Erich Schmidt Verlag, Berlin, 2005, 117～157頁。
	野坂泰司「アメリカ合衆国」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、49～78頁。 全国知事会「米国イリノイ州憲法 地方自治に関する条項（英文と和訳）」全国知事会『地方自治の保障のグランドデザインⅡ』2006年、資料編1～10頁。 State of Illinois, "Illinois Municipal Code," < http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=802&ChapAct=65%26nbsp%3BILCS%26nbsp%3B5%2F&ChapterID=14&ChapterName=MUNICIPALITIES&ActName=Illinois+Municipal+Code%2E >
欧 州	全国知事会「『ヨーロッパ地方自治憲章』等英文・和訳対訳」全国知事会『地方自治の保障のグランドデザイン』2004年、資料編2～8頁。
	杉原泰雄等編『資料現代地方自治—「充実した地方自治」を求めて—』勁草書房、2003年、67～87頁。